

条例施行後 10 年

環境アセスメント制度のあり方について

みなさんのご意見をお寄せください

横浜市環境創造審議会

平成 21 年 12 月 14 日（月）～平成 22 年 1 月 15 日（金）まで

1 検討の経緯

横浜市環境影響評価条例が施行してから 10 年を経過し、この間の各種事業の多様化や環境問題に対する市民意識の一層の高まりなどへの対応が必要となっていることから、今後の横浜市にふさわしく、より効果的な制度のあり方について検討することとなりました。

横浜市環境創造審議会では、部会を設置して様々な角度から検討を行い、11 月に「環境影響評価（環境アセスメント）に関する制度のあり方について 中間とりまとめ」を作成しました。

このたび、今後の検討の参考とするため、「中間とりまとめ」に対する皆様のご意見を募集いたします。

◆中間とりまとめ全文は、「環境影響評価制度検討部会」ホームページでご覧いただけます。

「<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/etc/shingikai/kankyousouzoushin/asesu/>」

今後は、お寄せいただいたご意見を参考に検討を重ね、年度内に答申を作成する予定です。

Q 環境アセスメント(環境影響評価)制度とは？

道路や鉄道、高層建築物の建設などの大規模な事業を行う場合に、事業者自らが大気や水質、動植物など周辺環境への影響を事前に予測・評価し、その結果を公表して意見を聴くことにより、自主的に公害の未然防止や良好な環境の保全を図る制度です。

Q 事業者は何をするの？

工事中や事業実施後の環境影響を予測・評価する方法を記載した図書(方法書)を作成します。その後、市民意見や現地調査等を踏まえて予測・評価した図書(準備書、評価書)を作成します。その他、説明会の開催や事業実施後の調査(事後調査)等も行います。

Q 市民は何をするの？

縦覧される図書(方法書、準備書、評価書)を読んで、環境の保全の見地から意見書を提出したり、審査会に対して意見陳述を申し出ることが出来ます。

また、事業者が行う説明会で意見や質問等を述べることが出来ます。

Q 市は何をするの？

図書の縦覧や、調査審議のために審査会に諮問します。その後、市民意見や審査会意見を踏まえて、市長意見を作成し、事業者に示します。

また、環境アセスメント手続の前に、事業者が事業を計画した段階で、環境に関する情報の提供等を行う、「事業調整」を行います。

2

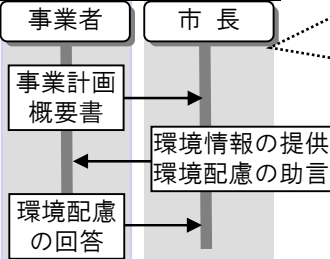
「中間とりまとめ」の概要

(1) 検討の視点

- ◆環境配慮がより一層進められる制度
- ◆事業者と市民との適切なコミュニケーションが図られる制度
- ◆市民により分かりやすく、効果的、効率的な審査が行われる制度
- ◆横浜市のまちづくりの考え方に合い、かつ事業の多様化に対応した制度

現行の手続

事業調整制度（要綱）

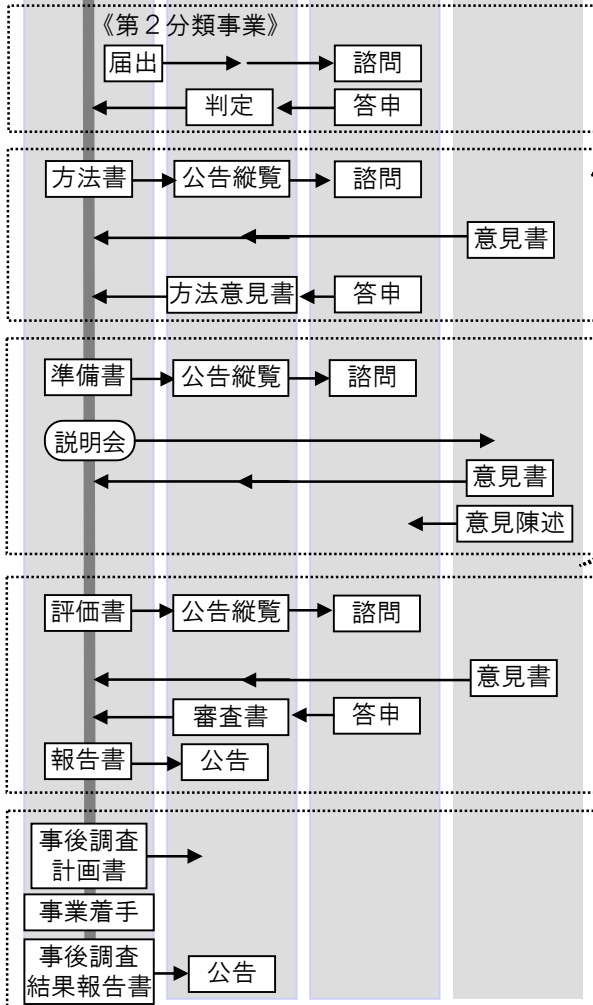


課題 環境アセスメント手続の前に、事業者が事業計画を立案する段階で、市は環境に関する情報提供等を行っていますが、市は市全域の調査を定期的に行っていないため、十分な環境情報を有しているとは言えません。また、この段階では、市民への公表はなく、事業者と横浜市との調整にとどまっています。

項目1へ!

環境影響評価条例

事業者 市長 審査会 市民



課題 環境影響評価の方法を記載した方法書は、内容が専門的で、限られた期間内に市民が理解するのが困難な場合もあると考えられます。

項目2へ!

課題 環境影響評価の結果は、準備書と評価書の二度にわたって審査され、各段階で市民意見の提出もなされます。市民が最終的な環境影響評価の結果を知るためには、評価書と報告書の二つの図書を併せて見る必要があります。

Q 条例対象事業って何？

項目3へ!

道路の建設、鉄道及び軌道の建設、工場及び事業場の建設、電気工作物の建設、自然科学研究所の建設、廃棄物処理施設の建設、下水道終末処理場の建設、飛行場の建設、公有水面の埋立て、高層建築物の建設、運動・レクリエーション施設等の建設、工業団地の造成、流通業務団地の造成、土地区画整理事業、開発行為に係る事業（上記事業で、一定規模以上のもの）

環境アセスメント制度に関することは、横浜市の環境アセスメントのホームページをご覧ください。

「 <http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/mamoru/asesu/> 」

(2) 主な検討内容 次の内容等について、横浜市の取り組みが必要と考えています。

項目1 早い段階からの環境配慮 (p3)

- ・ 事業計画の立案段階で環境配慮を行う「事業調整制度」を要綱で運用しているが、これを環境影響評価制度に組み込むことを検討する。
- ・ 事業計画の立案段階で市民に計画を公表し、環境情報の入手を図る。
- ・ 市民意見の取り入れ方などの手続や、配慮すべき事項について検討する。

項目2 審査等の手続 (p4)

- ・ 方法書段階の説明の充実について、国における法改正の動向に留意しつつ検討する。
- ・ 現行の手続の効果を維持しつつ、予測評価結果についての審査を準備書段階に集約するなどにより、効率的な手続に見直す。
- ・ 市民に対して分かりやすい手続とするため、例えば評価書など最終的な環境影響評価の結果が記載された図書を作成する。
- ・ 市民参加の機会の確保の観点から、準備書の審査段階で、市民意見に対する事業者の見解を確認したうえで、市民が再度意見を述べられるよう留意する。

項目3 対象とする事業 (p7)

①事業の種類

- ・ これまでに審査実績のない事業について、必要性や規模要件の妥当性を検討する。
- ・ 土壌汚染対策法に位置づけられた汚染土壌処理施設について、許認可等の手続との調整を図りながら、対象とすべきか検討する。

②事業の規模要件

次の対象事業について見直しを検討する。

○高層建築物

- ・ 土地利用の基本方針が定められ、周辺環境に配慮した計画的まちづくりが進められている地区における規模要件の見直しを検討する。

○電気工作物

- ・ 電力小売の自由化に伴い、多様な事業に対応した規模要件とすることを検討する。

○廃棄物処理施設

- ・ 産業廃棄物の中間処理施設について、処理能力の観点も含め、事業内容に対応した規模要件を検討する、など。

その他 以下の項目についても検討しています。

- ◆第2分類事業に係る判定手続 (p4)
- ◆事後調査の手続 (p6)
- ◆環境影響評価項目及び環境影響配慮項目 (p9)
- ◆長期未着手事業等の取扱い (p9)
- ◆都市計画手続との調整等 (p10)
- ◆手続上の事業者に代わって事業を行う者の位置づけ (p10)
- ◆図書等の電子化 (p11)
- ◆環境影響評価法等との関係 (p12)

※検討内容の詳細は中間とりまとめ(全文)をご覧ください。項目名の右側に、中間とりまとめに記載のページ番号を示しています。中間とりまとめ(全文)は「環境影響評価制度検討部会」ホームページ(アドレスは表紙に記載)でご覧いただけます。

3 意見の応募方法等

◆募集期間

平成 21 年 12 月 14 日(月)
～平成 22 年 1 月 15 日(金)まで
(郵送の場合は、当日消印有効)

◆応募方法

裏面用紙を FAX、郵送またはご持参下さい。
ホームページからも入力できます。

◆応募・問合せ先

横浜市環境創造局環境影響評価課
FAX: 045-663-7831
TEL: 045-671-2495
郵送先: 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
持参先: 関内中央ビル8階(中区真砂町 2-22)
ホームページ:「横浜市環境創造審議会
環境影響評価制度検討部会」アドレス表紙記載

◆公表

皆様のご意見とそれに対する考え方は、環境創造局のホームページで公表いたします。
「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

環境影響評価に関する制度のあり方について 中間とりまとめへのご意見等 (FAX等応募様式)
Fax : 045-663-7831 ※ホームページにて直接入力可 (表紙にアドレス記載)

◆以下の質問について、該当する番号に○をつけてください(複数回答可)。

①環境アセスメント(環境影響評価)制度を知っていますか？

- 1 よく知っている 2 多少は知っている 3 聞いたことはある 4 知らない

②環境アセスメント手続にかかわったことがありますか？

- 1 図書(方法書等)を読んだことがある 2 説明会に参加したことがある 3 意見書を提出したことがある
4 かかわったことはない 5 その他(_____)

③より環境に配慮した事業計画とするためには、早い段階(事業計画を立案する時)で、どのような手続を行うと効果があると思いますか？

- 1 事業の計画案を公表し、市民から環境情報を入手する 2 専門家に意見を聴く
3 その他(下欄にお書きください)

④手続の効果を維持しつつ、効率的な手続に見直すことを考えていますが、検討の際には何に配慮した方が良いと思いますか？

- 1 市民への情報の提供 2 意見提出の機会の確保 3 その他(下欄にお書きください)

⑤3種類の対象事業(高層建築物、電気工作物、廃棄物処理施設)の見直しについて、どう思いますか？
また、それ以外の事業についてもご意見があればお書きください。

⑥環境アセスメントの図書をどこで見ることができる(縦覧する)と便利だと思いますか？

- 1 市役所 2 区役所 3 図書館 4 ホームページ 5 その他(_____)

◆中間とりまとめについて、ご意見、ご提案などをご自由にお書きください。

◆ご住所 _____ 市 _____ 区・町 _____

ご意見ありがとうございました。
いただきましたご意見や情報につきましては、本件の目的以外には使用いたしません。